

④

令和 5 年 6 月

# 条例議案概要説明書



## 目 次

	ページ
議案第 5 5 号 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 5 6 号 徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第 5 7 号 子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 5 8 号 徳島市学校医，学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	2
議案第 5 9 号 徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて……………	3



## 議案第55号

徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 給与からの控除

- (1) 職員互助会が実施している立替金事業の見直しに伴い、職員互助会に係る物品購入代金の償還金を給与から控除することができる規定を削除する。
- (2) 保育所及び認定こども園並びに小学校及び中学校に勤務している職員が負担している給食費を給与から控除することができることとする。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第56号

徳島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めるについて

地方税法の改正等に伴い、次のとおり改正する。

### 1 森林環境税の導入

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部の施行に伴い、個人住民税の均等割に併せて、国税の森林環境税を年額1,000円徴収する等、森林環境税の導入に関する規定を整備する。

### 2 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項が前年の申告内容と異動がない場合には、その異動がない旨の記載によることができることとする。

### 3 軽自動車税の改正

- (1) 道路交通法等の改正により、一定の要件を満たす電動キックボードが原動機付自転車から区分して「特定小型原動機付自転車」と定義されることに伴い、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。
- (2) 軽自動車税の環境性能割及び種別割の納付不足額に係る納税義務が不正により生じた場合、当該不正を行った者から納付不足額を徴収する際に加算する割合を35%（現行10%）に引き上げる。

### 4 その他所要の規定の整備をする。

### 5 施行期日等

- (1) 令和5年7月1日から施行する。ただし、前記1及び前記3の(2)については令和

6年1月1日から、前記2については令和7年1月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講じる。

#### 議案第57号

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

##### 1 助成対象の拡大

子育て支援対策を拡充するため、15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る医療費を新たに助成の対象とする。

##### 2 施行期日等

令和6年1月1日から施行し、同年1月診療分から適用する。

#### 議案第58号

徳島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めるについて

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、補償基礎額等について次のとおり改正する。

##### 1 補償基礎額の改正

経験年数15年未満の学校医等の公務災害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額を平均0.90%引き上げる。

##### 2 介護補償額の改正

介護補償の月額を次のとおり改正する。

区 分		改正案	現 行
常時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	17万2,550円	17万1,650円
	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	7万7,890円	7万5,290円
随時介護を要する場合	介護に要する費用を支出した場合の介護補償額の上限	8万6,280円	8万5,780円

	親族等により介護を受けた場合の介護補償額	3万8,900円	3万7,600円
--	----------------------	----------	----------

### 3 規定の整備

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により，婦人補導院法が廃止されることに伴い，婦人補導院に関する規定を削除する。

### 4 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし，前記3については，令和6年4月1日から施行する。
- (2) 前記1については令和4年4月1日から，前記2については令和5年4月1日から適用する。

## 議案第59号

徳島市防災会議条例の一部を改正する条例を定めるについて

### 1 委員の定数

政務監及び自主防災連合組織の協議会の会長を徳島市防災会議の委員として新たに指名することに伴い，委員の定数を48人以内（現行 46人以内）とする。

### 2 施行期日

公布の日から施行する。